

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和八年四月十三日

広島県知事 横 田 美 香

尾道市農業 協同組合		登録検査 機関の 名称	
追加		変更内容	変更のあった農産物検査員
松森 正憲	新井 一	氏 名	
もみ、 玄米、 小麦、 大豆、 そば	もみ、 玄米、 小麦、 大豆、 そば	農産物検査を行う 農産物の種類	
令和八年 三月二七 日		変更 年月日	